

FAX : 0120-997-854

日経 B P マーケティング 日経会社情報 PREMIUM 担当 行き

日経会社情報 PREMIUM 業務用 ID 利用申込書

業務用 ID 12 カ月 : 定価 9,600 円 / 1 ID (税込)

申込日 : 年 月 日

株式会社日本経済新聞社 (以下「日経」という) が提供するデータサービス「日経会社情報 PREMIUM」(以下「本サービス」という) を利用したく、裏面記載の「日経会社情報 PREMIUM 業務用 ID 利用規約」(以下「本利用規約」という) を確認、同意の上、本サービスの利用を申し込みます。なお、株式会社日経 B P マーケティング (以下「代理店」という) が日経の委託に基づき業務を行うことも了解します。

利用開始月	申込 ID 数	年間利用料金 (税込)
年 月	ID	円
※日経および代理店使用欄		

【顧客情報】	
住 所 (ID お届け先)	(〒 -)
会 社 名	
部 署 名	
役 職 名	
担当者名	印
T E L	
E-mail	

【顧客請求先情報】 ※上記と異なる場合にご記入ください。	
住 所	(〒 -)
会 社 名	
部 署 名	
役 職 名	
担当者名	
T E L	
E-mail	

※ご記入いただいたお名前等の個人情報は、日経及び代理店より、日経及び代理店の各種サービスについてのご案内、各種サービス提供等のご連絡に利用させていただきます。

【代理店】	
会 社 名	日経 B P マーケティング
担当者名	富永喜博

(日経会社情報 PREMIUM 業務用 ID 利用規約)

1. 本サービスは日経が提供するデータサービスであり、本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的所有権など全ての権利は日経又は日経への情報提供者に帰属する。
2. 顧客は、日経が本サービスで提供する情報の内容に対して一切の変更を加えることはできない。
3. 本利用規約で規定される日経に係る免責条項は全て代理店及び日経への情報提供者にも適用される。
4. 日経は、代理店に対して、本サービスを提供するに当たって生じる業務の一部又は全部を委託することができる。
5. 日経は、顧客へのサービスの質を向上させるために、プログラム、通信手段、情報内容を変更することがある。
6. 日経は、緊急かつやむを得ない場合には、いつでも本サービスの提供を一時停止することができる。
7. 顧客は、本サービスで提供される情報（複製・加工したものを含む）を方法のいかんを問わず第三者に提供、再配信することはできない。
8. 顧客は、本サービスの利用に関して、業務用 ID を複数人で共有又は使い回すことはできない。
9. 顧客は、本サービスを利用するために必要な機器及びソフトウェアを用意又は購入する。
10. 顧客が前項に従って必要なソフトウェアを導入した場合に発生する同ソフトウェアの著作権に係る問題については顧客が責任をもって解決し、日経には一切迷惑をかけることのない。
11. 顧客は、年間利用料金を、代理店から送付される請求書に指定された方法で請求書受領後 30 日以内に、代理店に支払う。
12. 日経は利用金額を、顧客に対して 30 日前までに文書又は本サービスの画面で通知したうえで改定することができる。
13. 「日経会社情報 PREMIUM 業務用 ID 利用申込書」に基づき日経との間で成立する契約（以下「本契約」という）の有効期間は別途代理店から顧客に通知される利用開始日から 1 年経過後の月末日までとするが、期間満了日の 30 日前までに顧客、代理店のいずれからも文書による解約の申し出がないときは 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。
14. 前項の規定に係らず、顧客が合併、株式交換、株式移転、会社分割若しくは事業譲渡を行った場合、又は株式譲渡、株式の第三者割当、公開買付けその他これらに類する行為により顧客の株主が全議決権の 3 分の 1 を超えて変動した場合、顧客は日経に遅滞なく通知しなければならない。日経は、顧客の支配権に実質的な変動があった場合には、書面による顧客に対する通知をもって本契約を終了させることができる。
15. 顧客に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、日経はなんら通知、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この解除は、日経及び代理店がその被った損害について損害賠償請求することを妨げない。但し、下記第 8 号の場合はこの限りではない。
 - (1) 本利用規約第 2 1 項に違反したとき。
 - (2) 本契約（本利用規約第 2 1 項を除く）に違反し相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (3) 日経に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 自己の財産について、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の決定がなされたとき、若しくは清算に入ったとき、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (6) 手形、小切手が不渡りになったとき。
 - (7) 解散の決議をしたとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行又は継続が困難と認められるとき。
16. 日経及び代理店が前項各号の規定に基づいて本契約の全部又は一部を解除した結果により顧客に損害が生じたとしても、日経及び代理店は、これによる一切の損害を賠償しないものとし、顧客も日経及び代理店に対する当該損害の賠償請求を一切行わない。
17. 顧客は、本契約の中途解約を希望する場合、解約日の 30 日前までに書面により解約日を日経に対して通知することにより、本契約を中途解約することができる。但し、この場合でも、日経及び代理店は、顧客から既に受領した年間利用料金を顧客に返還する義務を負わない。
18. 本サービスで提供される情報は、日経が信頼できると考えられる情報提供者から取得されるが、その正確性、完全性、適用性、有用性は保証されない。日経は、本サービスで提供される情報の誤りを訂正するため自己の費用で合理的な努力を尽くすが、日経の責任はその訂正の費用に限定されその他何らの責任も負わない。
19. 本サービスは、投資勧誘を目的としたものではなく、顧客は本サービスを利用することにより得た情報を顧客ご自身の判断と責任において利用するものとし、日経はその責任を負わない。
20. 日経は、本サービスの提供、本サービスの中断、本サービス中の事故等によって、直接又は間接的に生じた顧客又はそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何に係らず賠償の責任を負わない。また、顧客は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に日経を引き込まない。
21. 顧客は、日経及び代理店に対し、本契約締結時及び将来に渡って、顧客又は顧客の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者（これらを総称して、以下「顧客ら」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（これらを総称して、以下「暴力団等」という）でないこと、かつ、過去に暴力団等でなかったことを誓約する。また、顧客は、日経及び代理店に対し、本契約締結時及び将来に渡って、顧客らが以下の行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力団等への資金提供を行う等密接な交際を行う行為、又は暴力団等の活動を助長する行為。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的又は脅迫的言辭を用いる行為。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為。
22. 顧客らが前項に違反した場合、顧客は、当該違反により日経及び代理店に生じた一切の損害を、日経及び代理店に対して賠償する。
23. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって顧客が本サービスを利用できなかった場合、日経は本契約の不履行の責任を負わない。
24. 顧客は日経の書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡・貸与等することはできない。
25. 本契約に関する一切の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。
26. 本契約の終了後も、本利用規約第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 1 5 項、第 1 6 項、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 2 項、第 2 3 項、第 2 4 項、第 2 5 項、及び本項の定めは有効に存続するものとする。
27. 日経は、自らが必要と判断した場合、顧客の承諾を得ることなく、随時、本利用規約を改定することができ、顧客への一定の周知期間をもって有効となる。顧客は、日経が本利用規約を随時改定することを了承し及び改定後の本利用規約に従う。

以上

2017年6月19日制定

2017年8月22日改定

FAX : 0120-997-854

日経 B P マーケティング 日経会社情報 PREMIUM 担当 行き

日経会社情報 PREMIUM ギフト用 ID 利用申込書

ギフト用 ID 3 カ月 : 定価 3,000 円 / 1 ID (税込)

申込日: 年 月 日

■ 価格表 数量に応じて下記の割引があります。

ID 数量	99 以下	100 以上 299 まで	300 以上 499 まで	500 以上
単価	定価	定価の 70%	定価の 60%	定価の 50%

※ID 数量は配送先 1 カ所あたりの数量です。

※計算例 ギフト用に 300ID をご購入の場合 $3,000 \text{ 円} \times 0.6 \times 300 = 540,000 \text{ (円)}$

■ ギフト用 ID 申込・利用期間

ギフト用 ID は基本年 4 回の発行です。以下と異なる期間のご利用はご相談ください。

	ギフト冬号	ギフト春号	ギフト夏号	ギフト秋号
お申込締切日	11 月 20 日	2 月 20 日	5 月 20 日	8 月 20 日
ご利用開始日	12 月 1 日	3 月 1 日	6 月 1 日	9 月 1 日
ご利用終了日	3 月末日	6 月末日	9 月末日	12 月末日

※最初の 1 カ月はご利用に先立つ準備期間とし、利用期間に含みません。

申込書

株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という）が提供するデータサービス「日経会社情報プレミアム」（以下「本サービス」）をギフト用に利用したく、裏面記載の利用規約を確認、同意の上、本サービスの利用を申し込みます。なお、株式会社日経 B P マーケティング（以下「代理店」という）が日経の委託に基づき業務を行うことも了解します。

申込号	利用開始月	申込 ID 数	料金 (税込)
ギフト 号	年 月	ID	円
※日経および代理店使用欄			

【顧客情報】			
ID 配送先住所	(〒 -)		
会社名			
部署名			
役職名			
担当者名	印		
E-mail			
TEL		FAX	

【代理店】	
会社名	日経 B P マーケティング
担当者名	富永喜博

(日経会社情報プレミアム ギフト用 ID 利用規約)

1. 本サービスは日経が提供するデータサービスであり、本サービスに係るデータ、画像、映像、ソフトウェア等の知的所有権など全ての権利は日経又は日経への情報提供者に帰属する。
2. 顧客は、日経が本サービスで提供する情報の内容に対して一切の変更を加えることはできない。
3. 本一般条項で規定される日経に係る免責条項は全て代理店及び日経への情報提供者にも適用される。
4. 日経は、代理店に対して、本サービスを提供するに当たって生じる業務の一部又は全部を委託することができる。
5. 顧客は、「日経会社情報プレミアム ギフト用 ID 利用申込書」に基づき日経との間で成立する契約（以下「本契約」という）に定められた範囲において、顧客の提供するサービスの会員等（以下「利用者」という）向けに本サービスを利用させることができる。なお、日経及び代理店は、利用者の個人情報保有せず、利用者情報の管理は顧客の責任範囲において行うものとする。
6. 日経は、利用者へのサービスの質を向上させるために、プログラム、通信手段、情報内容を変更することがある。
7. 日経は、緊急かつやむを得ない場合には、いつでも本サービスの提供を一時停止することができる。
8. 顧客は、代理店から送付される請求書に指定された方法で請求書受領後 30 日以内に、契約金額を代理店に支払う。
9. 前項の規定に係らず、顧客が合併、株式交換、株式移転、会社分割若しくは事業譲渡を行った場合、又は株式譲渡、株式の第三者割当、公開買付けその他これらに類する行為により顧客の株主が全議決権の 3 分の 1 を超えて変動した場合、顧客は日経に遅滞なく通知しなければならない。日経は、顧客の支配権に実質的な変動があった場合には、書面による顧客に対する通知をもって本契約を終了させることができる。
10. 顧客に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、日経はなんら通知、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この解除は、日経及び代理店がその被った損害について損害賠償請求することを妨げない。但し、下記第 8 号の場合はこの限りではない。
 - (1) 本一般条項第 16 項に違反したとき。
 - (2) 本契約（本一般条項第 16 項を除く）に違反し相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (3) 日経に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
 - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (5) 自己の財産について、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申し立て、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の決定がなされたとき、若しくは清算に入ったとき、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (6) 手形、小切手が不渡りになったとき。
 - (7) 解散の決議をしたとき。
 - (8) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行又は継続が困難と認められるとき。
11. 日経及び代理店が前項各号の規定に基づいて本契約の全部又は一部を解除した結果により顧客に損害が生じたとしても、日経及び代理店は、これによる一切の損害を賠償しないものとし、顧客も日経及び代理店に対する当該損害の賠償請求を一切行わない。
12. 本契約の中途解約を行うことはできない。
13. 本サービスで提供される情報は、日経が信頼できると考えられる情報提供者から取得されるが、その正確性、完全性、適用性、有用性は保証されない。日経は、本サービスで提供される情報の誤りを訂正するため自己の費用で合理的な努力を尽くすが、日経の責任はその訂正の費用に限定されその他何らの責任も負わない。
14. 本サービスは、投資勧誘を目的としたものではなく、利用者は本サービスを利用することにより得た情報を利用者ご自身の判断と責任において利用するものとし、日経はその責任を追わない。
15. 日経は、本サービスの提供、本サービスの中断、本サービス中の事故等によって、直接又は間接的に生じた顧客又はそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何に係らず賠償の責任を負わない。また、利用者は本サービスに基づく第三者との損害賠償請求などの訴訟に日経を引き込まない。
16. 顧客は、日経及び代理店に対し、本契約締結時及び将来に渡って、顧客又は顧客の代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者（これらを総称して、以下「顧客ら」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（これらを総称して、以下「暴力団等」という）でないこと、かつ、過去に暴力団等でなかったことを誓約する。また、顧客は、日経及び代理店に対し、本契約締結時及び将来に渡って、顧客らが以下の行為を行わないことを誓約する。
 - (1) 暴力団等への資金提供を行う等密接な交際を行う行為、又は暴力団等の活動を助長する行為。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、詐術、暴力的又は脅迫的言辞を用いる行為。
 - (3) 自ら又は第三者を利用して、名誉・信用を毀損し、又は毀損するおそれのある行為。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為。
17. 顧客らが前項に違反した場合、顧客は、当該違反により日経及び代理店に生じた一切の損害を、日経及び代理店に対して賠償する。
18. 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって利用者が本サービスを利用できなかった場合、日経は本契約の不履行の責任を負わない。
19. 顧客は日経の書面による同意なしに本契約に基づく権利、義務を譲渡・貸与等することはできない。
20. 本契約に関する一切の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。
21. 本契約の終了後も、本一般条項第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 15 項、第 17 項、第 18 項、第 19 項、第 20 項、及び本項の定めは有効に存続するものとする。
22. 日経は、自らが必要と判断した場合、顧客の承諾を得ることなく、随時、本一般条項を改定することができ、顧客への一定の周知期間をもって有効となる。顧客は、日経が本一般条項を随時改定すること及び改定後の一般条項に従う。

以上

2017 年 6 月 19 日制定